

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

福島国民年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私が、妻の分と一緒にしていた。妻については、平成20年になってから、社会保険事務所（当時）の職権により申立期間に係る国民年金の納付記録が追加された。しかし、私の納付記録は確認できない旨の連絡を受けたことに納得できないので、調べてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月13日に申立人の妻と連番で払い出されたことが確認できるところ、適用誤りであることを理由に、36年11月9日付けで申立人の国民年金被保険者資格が取り下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人がほかの被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる記録は無く、申立人が被保険者資格を喪失する理由も見当たらないことから、当該事務処理に誤りがあったものと考えられる。

また、申立人は、自らが夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、年金事務所では、申立人の妻の申立期間に係る国民年金の納付記録については、氏名の記載が誤っているなどという理由で年金受給開始時には

統合されていなかったものの、平成20年7月に職権により追加訂正されたものであると説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月16日から55年2月1日まで

私は、昭和54年11月16日にA社に入社し、同社B営業所に配属されたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が55年2月1日となっているのはおかしい。勤務していたのは確かなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、A社本社で総務事務を担当した者及び申立人と同様に同社B営業所に勤務した複数の同僚は、「申立期間当時、試用期間は無く、入社するとすぐ正社員として厚生年金保険に加入していた。」と述べており、オンライン記録によれば、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれが入社したとする日と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が自身と同時に入社したと記憶している同職種の者二人は、昭和54年11月16日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日は、雇用保険被保険者資格取得日と同日の昭和54年

11月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成3年7月14日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月14日から同年7月14日まで

私のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年4月14日となっているが、同年7月13日まで同社に勤務していたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が加入するC基金及びD健康保険組合の回答書によれば、申立人の同基金及び同健康保険組合における資格喪失日は、平成3年7月14日であることが確認できるところ、同基金及び同健康保険組合では、申立期間当時の厚生年金基金及び健康保険組合の加入員資格の取得及び喪失に係る届出書は、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書と一体の複写式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成3年7月14日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述のC基金及びD健康保険組合の回答書から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、3 か月に一度くらい集金に来ていた、当時 50 代くらいの市役所の女性に納付していたはずなので、調べてほしい。

また、申立期間②の国民年金保険料については、その女性に納付していたにもかかわらず、なぜか未納ということで、後から納付書が送付されたことから、銀行でも納付した記憶がある。重複して納付したことになるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を定期的に集金に来ていた市役所の女性に納付したと主張する一方で、申立期間②の国民年金保険料を未納ということで銀行でも重複して納付したとも主張するなど、申立内容は不自然である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間②の 6 か月分の国民年金保険料は、時効直前に 1 か月分ずつ過年度納付していることが確認できる上、当該期間に係る還付記録も無く、ほかに重複して納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②の過年度納付書は、昭和 63

年10月6日に発行されたことが確認できるところ、この時点で、申立期間①のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、定期的に集金に来ていたとする市役所の女性及び納付金額についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私が大学 3 年生のころ、私の国民年金保険料について、役場職員であった父が、「県の国民年金担当であった知人に頼まれ、国民年金保険料の徴収率の向上に協力するため、20 歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と話していたことを記憶している。

母も、父が、「知人から、学生の納付は強制だと言われた。」と話していたことや、父から領収書を受け取ったことを記憶している。

父は 15 年前に死亡し、父の知人の名前も分からないが、父が納付したと話していたことは間違いないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の父は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払い出しは確認できないことから、申立期間当時、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる上、国民年金加入時に交付されることになっている年金手帳について、申立人は交付された記憶は無いと述べているなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父が、「知人から、学生の納付は強制だと言われた。」、「20 歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と話していたと述べているところ、申立期間当時、学生は、強制加入ではなく任意加入であり、制度上、学生であった申立人が、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

なお、制度上、平成3年4月から学生は国民年金に強制加入することとされたため、申立人の弟は、学生であった期間を含め、20歳になった5年*月の国民年金被保険者資格取得月までさかのぼって国民年金保険料を納付することができたことなどから、申立人の父は、申立人の弟に係る国民年金保険料の納付について主張していた可能性も考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月30日から30年4月ごろまで
② 昭和30年5月ごろから同年8月1日まで
③ 昭和31年1月30日から同年11月3日まで

私は、昭和23年からA社に勤務しており、同社がB県C市に移転した後も継続して鍛造の仕事に従事していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②は、D社に勤務していた期間であり、同社には、それ以前から手伝いとして出入りしていた。

その後、D社の退職をあいまいな状態にしたまま、申立期間③には、E社に戻り同社に勤務していた。

いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、F県G市（現在は、H市）のA社から、同社の事業主がB県C市に設立したE社に移ったと述べており、両社における同僚の記憶から、申立人が、当時、B県C市の同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和33年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E社は、昭和44年10月26日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ること

はできなかった。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、事業所名は不明であるものの、申立人は、昭和 30 年 5 月 1 日から 53 年 1 月 31 日まで雇用保険に加入していたことが確認できるところ、当該離職日は、D 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日であることから、当該雇用保険の加入記録は、同社におけるものであり、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社は、昭和 53 年 9 月 11 日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、D 社において、正社員になる前に手伝いとして勤務していた期間があると述べている上、正社員になった時期についての申立人の記憶は定かではない。

申立期間③については、申立人は、D 社を退職し、E 社に再入社したと述べており、申立人の詳細な記憶及び同僚の記憶から、申立人が、当時、E 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述のとおり、E 社は、申立期間③において適用事業所でなく、当時の事業主も死亡している上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

なお、申立期間③については、前述の雇用保険の加入記録により、申立人は、D 社に在籍していたことも考えられることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、同社において昭和 31 年 1 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年 11 月 3 日に同社において再度被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該記録には不自然な点は見当たらない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。